

新旧対照表

建設関連業務委託最低制限価格の設定基準

改正前					改正後																													
1 (略)					1 (略)																													
2 最低制限価格の設定					2 最低制限価格の設定																													
(1) 最低制限価格は、 <u>上記1に掲げた業務ごと下記表の業種区分の欄に掲げる業務の種類ごとに、同表①の欄から④の欄までに掲げる額を合計した額</u> （1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8（測量業務にあつては10分の8.2）を、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6を乗じ、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た額とする。いずれの場合においても、1万円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて得た額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。					(1) 最低制限価格は、 <u>予定価格算出の基礎となった設計書、仕様書等に基づき算定するものとし、次の各号に定める業務ごとに掲げる予定価格算出の基礎となった経費の合計額</u> （1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、その額が予定価格（消費税及び地方消費税に相当する額を除いた額）に10分の8を乗じて得た額を超える場合にあつては10分の8（測量業務にあつては10分の8.2、 <u>地質調査業務にあつては10分の8.5</u> ）を、予定価格に10分の6を乗じて得た額に満たない場合にあつては10分の6（ <u>地質調査業務にあつては3分の2</u> ）を乗じ、1万円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てて得た額とする。いずれの場合においても、1万円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てて得た額に消費税及び地方消費税相当額を乗じて得た額とする。																													
<table border="1"> <thead> <tr> <th>業種区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>測量</td> <td>直接測量費の額</td> <td>測量調査費の額</td> <td>諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額</td> <td>=</td> </tr> <tr> <td>建築関係の建設コンサルタント業務</td> <td>直接人件費の額</td> <td>特別経費の額</td> <td>技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> <td>諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>主木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）</td> <td>直接人件費の額</td> <td>直接経費の額</td> <td>その他原価の額に10分の9を乗じて得た額</td> <td>一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額</td> </tr> <tr> <td>主木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）</td> <td>直接人件費の額</td> <td>直接経費の額</td> <td>技術経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> <td>諸経費の額に10分の6を乗じて得た額</td> </tr> </tbody> </table>					業種区分	①	②	③	④	測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	=	建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	主木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	主木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	<p><u>(削除)</u></p>				
業種区分	①	②	③	④																														
測量	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	=																														
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額																														
主木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものを除く）	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額																														
主木関係の建設コンサルタント業務（積算に技術経費を用いるものに限る）	直接人件費の額	直接経費の額	技術経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額																														

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(2) 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

(新設)

(2) 測量業務

- ① 直接測量費の額
- ② 測量調査費の額
- ③ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(3) 土木関係の建設コンサルタント業務 (積算に技術経費を用いない場合)

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額

(4) 建築関係の建設コンサルタント業務

- ① 直接人件費の額
- ② 特別経費の額
- ③ 技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の6を乗じて得た額

(5) 地質調査業務

- ① 直接調査費の額
- ② 間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額
- ③ 解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額
- ④ 諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額

(6) 補償関係コンサルタント業務 (積算に技術経費を用いない場合)

- ① 直接人件費の額
- ② 直接経費の額
- ③ その他原価の額に10分の9を乗じて得た額
- ④ 一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額

(7) 電算帳票業務委託は、作業価格計に10分の7を乗じて得た額

(8) 複数の業務の種類を一の契約として発注する場合は、業務区分ごとの最低制限価格を算出し、それらを合計した額とする。

3 特別な業務等で、前項の規定により難しいものについては、同項に定める算定方法にかかわらず、契約ごとに10分の8 (測量業務にあつては10分の8.2、地質調査業務にあつては10分の8.5) から10分の6 (地質調査業務にあつては3分の2) の範囲内で適宜の割合を乗じて得た額とすることができる。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成31年1月18日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年4月1日から施行する。